

安全衛生教育は、労働災害防止に必要な教育です！ ～オンラインによる講師派遣実施中～

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施してきた安全衛生教育や安全衛生大会をはじめとする安全衛生意識の向上・啓発の機会をやむを得ず見合わせてきた事業場も少なくないと言われております。労働災害を防止するためには、労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であるとして、「インターネット等を介した e-ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（基安安発 0125 第 2 号・令和 3 年 1 月 25 日・以下「通達」。）が発出されています。中央労働災害防止協会では、これまで講師派遣で対応してきた教育、講演の一部の内容についてはオンラインによる実施に対応しています。近畿安全衛生サービスセンターでは、上記通達内容に準拠するとともに、これまでの対面実施と同様に、決められた時間に集中して受講することが重要であり、それが確実な教育効果をもたらすと考えております。

そのような観点から、すべての安全衛生教育のオンライン化には対応しておりませんが、教育効果が低下する恐れのない内容についてはオンラインによる講師派遣を実施しています。



オンラインで
3密回避！
移動不要！

※お申し込みの流れ、派遣料は、当センターのホームページをご確認ください。なお、令和 4 年度実施分より料金を改定しております。詳細⇒URL：<https://www.jisha.or.jp/kinki/online.html>

経験豊富な講師陣のノウハウにより、オーダーメイドの教育、講演が可能です。



オリジナル教育

（法定教育の場合の実施方法等は別途ご相談させていただきます）



教育内容例

- ・ 新入者向け安全衛生教育
- ・ 階層別の安全衛生教育
- ・ 能力向上教育
- ・ 熱中症の予防教育

…など

- ・ はさまれ巻き込まれ事故の防止
- ・ 5Sの進め方
- ・ 職場巡視の進め方
- ・ ヒューマンエラーとヒヤリハット
- ・ 労働安全衛生とコンプライアンス
- ・ 経営と安全衛生対策
- ・ リーダーが安全管理に果たす役割
- ・ 非常作業の労働災害防止

…など



講演内容例



オンライン実施では、事業場におかれまして在席確認・参加状況の把握をお願いします。

中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター

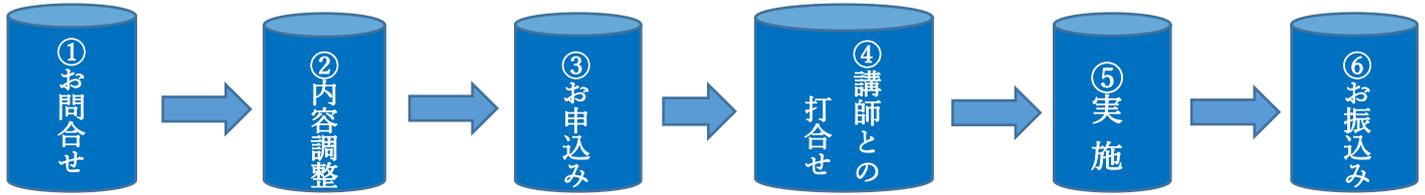
TEL 06-6448-3450 E-mail kinki@jisha.or.jp

E-mail の場合は、ご回答に数日要する場合がございます。

メンタルヘルス・健康づくりは、中災防大阪労働衛生総合センターでご案内しております。

(06-6448-3840・osaka@jisha.or.jp)

申し込み手続きの流れ



※オンライン配信方法は、ご依頼元事業場の会議システムの利用を推奨しております。

派遣料金（派遣講師1名・税込）

令和4年4月現在

内容	時間	中災防賛助会員 (本体価格)	一般 (本体価格)	中小割引サービス適用事業場 <small>※下欄の説明をご覧ください。</small>	
				中災防賛助会員	一般
講演	1回 90分まで	82,500円 (75,000円+税10%)	99,000円 (90,000円+税10%)	57,750円 (52,500円+税10%)	69,300円 (63,000円+税10%)
教育	半日(4時間以内)	88,000円 (80,000円+税10%)	121,000円 (110,000円+税10%)	61,600円 (56,000円+税10%)	84,700円 (77,000円+税10%)

講演は90分を超える場合は30分ごとに追加料金が発生します。教育は1日(7時間以内)も承ります。ゼロ災運動研修及びリスクアセスメント研修の料金は、上記料金とは異なりますのでご相談ください。上記料金は講師1名分です。受講者数、内容に応じて講師人数が追加の場合は講師派遣料を加算させていただきます。

その他

教材費	<ul style="list-style-type: none"> ・有料の教材(当協会の図書など)を使用する場合は、送料を含む実費を申し受けます。 (参考図書例) 多数ございますので、派遣講師にご相談ください。 ・溶接ヒュームの健康障害防止対策(定価 550円) ・やっちはいけない職場の不安全行動ワースト10(定価 165円) ・やっちはいけない! 職場リーダーの管理監督ワースト10(定価 165円) ・進めよう5S活動(定価 418円) ・新入者安全衛生テキスト(定価 880円) ・安全の指標(定価 770円)
割増料金	<ul style="list-style-type: none"> ・講演の場合はオンライン会議システム・TV会議システム等使用するとき、中継先ごとに派遣料金の10%を加算いたします(講演90分の一般料金の場合は1ヶ所への中継で9,900円加算)。詳しくは、お問合せください。 ・教育の場合は、カリキュラム企画料(教育内容・テキスト作成他事前打合せ)として派遣料金の10%を加算します。 ・内容によっては、使用するテキスト、資料等の教材費を請求させていただく場合があります。 ・休日(土日、祝日)及び時間外(8:00~18:00以外)の派遣は、派遣料金の30%を加算します。
取消料金	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日から起算して7日前から実施日前々日までは30%、前日以後は100%の取消料を、申し受けます。

※令和4年度中小規模事業場安全衛生活動割引サービスについて

- 中小規模事業場安全衛生活動割引サービスでは、常時使用する労働者の数が300人未満の労災保険適用事業場について、研修に参加される方の参加費や、講師派遣料が割引されます。
- ◎お申込みの際に、割引サービスの希望を明記してください。
 - ◎割引サービスを初めて利用される場合は、直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」(労働基準監督署の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。
 - ※郵送等で申告をされ監督署の受付印がない場合は、銀行の領収印が入った「納付書・領収証」の写しをご提出ください。
 - ※労働保険関係業務を労働保険事務組合に委託している場合は、直近の労働保険料の確定に用いた「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「労働保険料納入通知書」の写しをご提出ください。
 - ◎すでに割引サービスを利用され労働保険申告書の写しをご提出いただいている場合は、申込書の所定欄に労災保険番号をご記入いただければ結構です。
 - ◎本割引サービスをご活用いただいた受講者又は事業者等に対して、アンケート調査を実施いたしますのでご協力ください。
 - ◎割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、事業場への割引料金の適用を取り消し、割引額の返還を求めることがあります。